

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月21日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第73号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則（平成26年静岡県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(趣旨)			(趣旨)		
第 1 条 (略)			第 1 条 (略)		
			<u>(虐待等の禁止)</u>		
			<u>第 1 条の 2 職員は、園児に対し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 27条の 2 第 1 項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>		
(学級の編制の基準)			(学級の編制の基準)		
第 2 条 (略)			第 2 条 (略)		
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)			(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)		
第11条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第 2 条、第 4 条、第 6 条から第 8 条まで、第10条（第 4 項ただし書を除く。）、第15条、第16条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第40条第 8 号、第41条第 1 項（後段を除く。）並びに第45条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第11条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条、第10条（第 4 項ただし書を除く。）、第15条、第16条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第40条第 8 号、第41条第 1 項（後段を除く。）並びに第45条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える	読み替えら	読み替える	読み替える	読み替えら	読み替える
児童福祉施設	れる字句	字句	児童福祉施設	れる字句	字句
の設備及び運営の基準に関する			の設備及び運営の基準に関する		

規則の規定			規則の規定		
(略)			(略)		
第6条	(略)		第6条	(略)	
第7条	<u>入所中の児童（この条において「児童」という。）</u>	<u>園児</u>	第6条	(略)	
	<u>児童の</u>	<u>園児の</u>			
	<u>児童に</u>	<u>園児に</u>			
	<u>児童を</u>	<u>園児に</u>			
第8条	(略)		第8条	(略)	
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。